

強制抑留の実態調査等に関する取組状況（令和2年度）

令和3年7月14日

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）第13条第1項の規定による「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」（平成23年8月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、令和2年度の強制抑留の実態調査等に関する取組状況を以下のとおり取りまとめたので公表する。

1. 抑留中死亡者に関する資料の特定のための資料の収集、特定

（基本方針1(2), 2(1)(3), 5, 6, 7）

（抑留中死亡者の特定）

- 厚生労働省は、ロシア連邦政府等から提供された死亡者名簿や抑留者登録カード等について、日本側資料で把握している抑留中死亡者と氏名、生年、出生地を照合して、抑留中死亡者の特定作業を行っており、令和2年度中に、資料の特定に至った抑留中死亡者は151人となった。また、特定した抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、104人（前年度までに特定できた者を含む）の遺族の所在を確認し、その遺族に対して死亡日や埋葬場所等の得られた情報をお知らせした。

	死亡者数	特定件数		お知らせ件数	
		総計	令和2年度	総計	令和2年度
旧ソ連地域	約53,000	39,151人	146人	37,012人	101人
モンゴル	約2,000	1,435人	5人	1,326人	3人
合計	約55,000	40,586人	151人	38,338人	104人

（死亡者名簿等の公表）

- 厚生労働省は、平成27年4月に、ロシア連邦政府等から提供されている資料の全てに係る概要と主な記載事項等を公表した。以後、原則として毎月、資料の翻訳・照合調査・解析を行い、死亡者名簿等及び身元特定者について公表している。

（資料の収集）

- 厚生労働省は、令和2年7月から11月にかけてロシア連邦国立軍事古文書館より抑留者の病気・治療の記録や抑留者が書いた文書等を約22,000枚取得した。

2. 遺骨収集事業の実施

（基本方針1(2), 2(2), 4, 5, 6, 7）

（戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し）

- 戦没者の遺骨収集事業において、日本人ではない遺骨が收容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかった事例を受け、厚生労働省は、「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」からの提言等を踏まえ、令和2年5月に、今後の遺骨収集事業のあり方及び実施体制の整備についての方針（「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（令和2年5月21日公表））をとりまとめた。当該方針に基づき、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定に用いる検体（遺骨の一部）を持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する等、

遺骨収容のプロセスを抜本的に見直すとともに、遺骨鑑定のプロセスについても抜本的な見直しを行い、これまで行っていた身元特定のための DNA 鑑定に加えて所属集団の判定を行うこととした。また、遺骨の科学的な鑑定や、鑑定に関する研究等を行う戦没者遺骨鑑定センターを令和 2 年 7 月に立ち上げ、鑑定体制の強化に取り組んでいる。

(埋葬地調査) 特定埋葬地数：231 箇所、遺骨収容済み埋葬地数：212 箇所

- 厚生労働省は、埋葬地の情報はあるものの未だに場所が特定できていない埋葬地について、外務省及び民間団体等の協力を得て、令和 2 年度に調査を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係国において入国が困難であったこと等から、実施を令和 3 年度に延期することとした。

(遺骨の収容) 収容遺骨数[※]：21,951 柱

- 厚生労働省は、外務省及び民間団体等の協力を得て、令和 2 年度に遺骨の収容を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係国において入国が困難であったこと等から、実施を令和 3 年度に延期することとした。

※ 令和 2 年度末までに収容した遺骨は総計 20,251 柱。このほか復員あるいは引揚げの際に戦友等により持ち帰られた遺骨が 1,700 柱。

(身元特定のための DNA 鑑定) DNA 鑑定実施数：2,523 件、伝達遺骨数：1,166 柱

- 厚生労働省は、収容した遺骨のうち、遺留品や埋葬者名簿等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合に身元特定のための DNA 鑑定を実施している。令和 2 年度の DNA 鑑定の結果、旧ソ連地域で収容した遺骨のうち、18 柱の身元が判明した（判明に至らなかった遺骨は 25 柱）。これにより、旧ソ連地域で収容した遺骨について、令和 2 年度末までに 2,523 件の身元特定のための DNA 鑑定を実施し、その結果判明し遺族にお渡しした遺骨は 1,166 柱となった。

3. 公文書等の管理に関する法律に基づく国立公文書館への移管

(基本方針 2(1)(3))

- 厚生労働省は、ロシア連邦政府等から取得した抑留者関係資料について、業務において引き続き保有を要するものを除いて、その適切な保存及び利用等を図るため、国立公文書館への移管を進めている。

※ これまでに移管した資料（令和 3 年 3 月末現在）

- 旧ソ連邦抑留中死亡者名簿（翻訳）（18 冊）
- 旧ソ連邦抑留者登録カード（DVD 約 90 枚）
- その他旧ソ連邦政府等提供資料（約 100 冊、マイクロフィルム約 2,300 本、DVD 5 枚）

4. 戦没者遺族を対象とした慰霊巡拝

(基本方針 3, 5)

- 厚生労働省は、外務省の協力を得て、慰霊巡拝の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係国において入国が困難であったこと等から、実施を令和 3 年度に延期することとした。

5. 旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理

(基本方針 3, 5)

- ・ 厚生労働省は、外務省の協力を得て、ハバロフスク（ロシア連邦）とウランバートル（モンゴル）の抑留中死亡者慰霊碑を建立・管理し、また、これまで旧ソ連地域の15地域に小規模慰霊碑を建立し地方政府に管理を委託している。

6. 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携

（基本方針3）

- ・ 厚生労働省は、昭和館、しょうけい館及び平和祈念展示資料館の適切な連携を図るため、総務省及び3館の担当者が出席する関係施設等連携会議を2回開催し、広報活動や巡回展等の連携について検討を行い、令和2年度は3館が連携して岩手県で巡回展を開催した。

7. 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との連携

（基本方針3）

- ・ 令和2年8月23日開催のシベリア・モンゴル抑留犠牲者追悼の集いに厚生労働省から出席し、挨拶と献花を行った。

8. 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理

（基本方針3）

- ・ 総務省は、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵戦没者墓苑）の管理を行っている。

9. 関係国との協議及び協力の要請

（基本方針7）

- ・ 外務省は、関係国との間の既存の枠組みを活用しつつ、厚生労働省等が実施する関連事業の実施に際し、関係国の政府及び関係機関に対し、必要な協力の要請及び調整を行った。